

佐賀県規則第14号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則(昭和33年佐賀県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
別記様式第18号(第17条) 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">開設予定年月日</td> <td style="width: 80%;">年 月 日</td> </tr> </table> 略	開設予定年月日	年 月 日	別記様式第18号(第17条) 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">開設予定年月日</td> <td style="width: 80%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">同一の場所で美容所を開設している(する)場合</td> </tr> <tr> <td>美容所の名称</td> <td>開設(予定)年月日</td> </tr> </table> 略	開設予定年月日	年 月 日	同一の場所で美容所を開設している(する)場合		美容所の名称	開設(予定)年月日
開設予定年月日	年 月 日								
開設予定年月日	年 月 日								
同一の場所で美容所を開設している(する)場合									
美容所の名称	開設(予定)年月日								

(美容師法施行細則の一部改正)

第2条 美容師法施行細則(昭和33年佐賀県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
別記様式第18号(第17条) 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">開設予定年月日</td> <td style="width: 80%;">年 月 日</td> </tr> </table> 略	開設予定年月日	年 月 日	別記様式第18号(第17条) 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">開設予定年月日</td> <td style="width: 80%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">同一の場所で理容所を開設している(する)場合</td> </tr> <tr> <td>理容所の名称</td> <td>開設(予定)年月日</td> </tr> </table> 略	開設予定年月日	年 月 日	同一の場所で理容所を開設している(する)場合		理容所の名称	開設(予定)年月日
開設予定年月日	年 月 日								
開設予定年月日	年 月 日								
同一の場所で理容所を開設している(する)場合									
理容所の名称	開設(予定)年月日								

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。